

# 学校いじめ防止基本方針

西条市立丹原西中学校

## はじめに

本方針は、人権尊重の理念及び「いじめ対策推進基本法」の内容に基づき、本校の全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定する。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ適切に対処する。
- いじめを受けた生徒の生命を保護し、心身に受けた影響から回復させることを最重点とする。
- いじめを受けた生徒が置かれている状況に応じて、最大限に必要な配慮をし、徹底して守り通す。
- 組織的に対応するための体制を整える。
- いじめ未然防止のための規範意識の育成や道徳教育に力を注ぐ。
- 西条市教育委員会、保護者、その他関係者と連携し、社会全体の力でいじめ対策を推進する。

### (2) いじめの禁止

- 生徒は、いじめを行ってはならない。
- 何人も、生徒をいじめてはならない。
- 学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いやしくもいじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置し、又はいじめを助長してはならない。
- 保護者は、いじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置してはならない。
- 何人も、いじめが疑われる事実を知りながらこれを放置することがないように努めなければならない。

### (3) いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。
- 心身の苦痛を与える行為には、通常では苦痛を感じないと考えられる行為であっても、当該行為を受けた児童生徒等は苦痛を感じるものをその事実を知りながら行う行為を含む。

#### (4) いじめの理解

いじめ及びいじめ対策に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめが、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであるという認識を全生徒に持たせるよう努める。

## 2 未然防止のための取組

### (1) 心の居場所づくり

#### ア 学級経営の充実

- 規律、学力、自己有用感を大切にしたい集団づくりを通して、居場所づくりに向けた学級経営を行う。

#### イ 体験活動の充実

- 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる体験活動を実施する。

#### ウ 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫）

- 授業のねらいを提示し、生徒が見通しを持って、安心して授業に臨むことができるようにする。
- 生徒の思いや考えを引き出すために、臨機応変に対応する。

### (2) 豊かな心、実践力づくり

#### ア 人権・同和教育の充実

- 西条市の共通教材を必ず実施する。
- 丹原西中学校の人権宣言文を全校で見直し、脳トレの時間に朗読する。

#### イ 道徳教育の充実

- 生徒の実態に合わせて、内容を十分検討した題材や資料を扱った道徳の授業を各学期必ず1回実施する。

### (3) きずなづくり

#### ア 生徒の主体的な活動（生徒会活動）

- 異年齢集団での活動を、生徒会を中心に実施する。

#### イ 特別活動の充実

- 学級の仲間づくりを育むために、クラスマッチや合唱コンクールなどの体験活動を生徒中心で実施する。

### (4) 気付き力づくり

#### ア 相談体制の整備（教育相談・スクールカウンセラー）

- 学期ごとに、学級担任を中心に全教職員で定期面談を実施する。
- スクールカウンセラーとの連携を密にする。

#### イ 発達障害等への共通理解

- 家庭や専門機関等との連携を図りながら、情報を共有する。必要に応じて検査を行い、特性を理解して具体的な対応法を共通理解する。

#### ウ 校内研修の充実

- 教職員間のコミュニケーションを図り、提案等を討論したり、生徒の様子を情報交換できたりする雰囲気を作る。
- 生徒のために役立つのかという研修のめあてを明確にして取り組む。

## (5) 連携づくり

### ア 保護者への啓発

- 学級PTA等を通じて、学級の現状を説明したり課題について相談したりする機会を設け、啓発を行う。

### イ 学校相互間の連携協力体制の整備

- 年度初め、夏期休業中に小中合同研修会を実施し、情報交換を行い、小中の連携を図る。
- 生徒指導連絡協議会に参加し、情報交換を行う。

## 3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

### (1) 未然防止

#### ア 学校における情報モラルの指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの犯罪につながる可能性がある。
- 一度流出した情報は、回収できない。

#### イ 保護者への依頼

- 生徒のパソコンや携帯電話等を管理しているのは家庭であり、家庭においてルール作りを行う。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えている場合があることを認識する。
- 変化に気付けば子どもに問い掛けたり、学校へ相談する。

### (2) 早期発見・対応

- 書き込みや動画の削除、チェーンメール等への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけで解決が困難な場合は、警察等の専門機関と連携する。

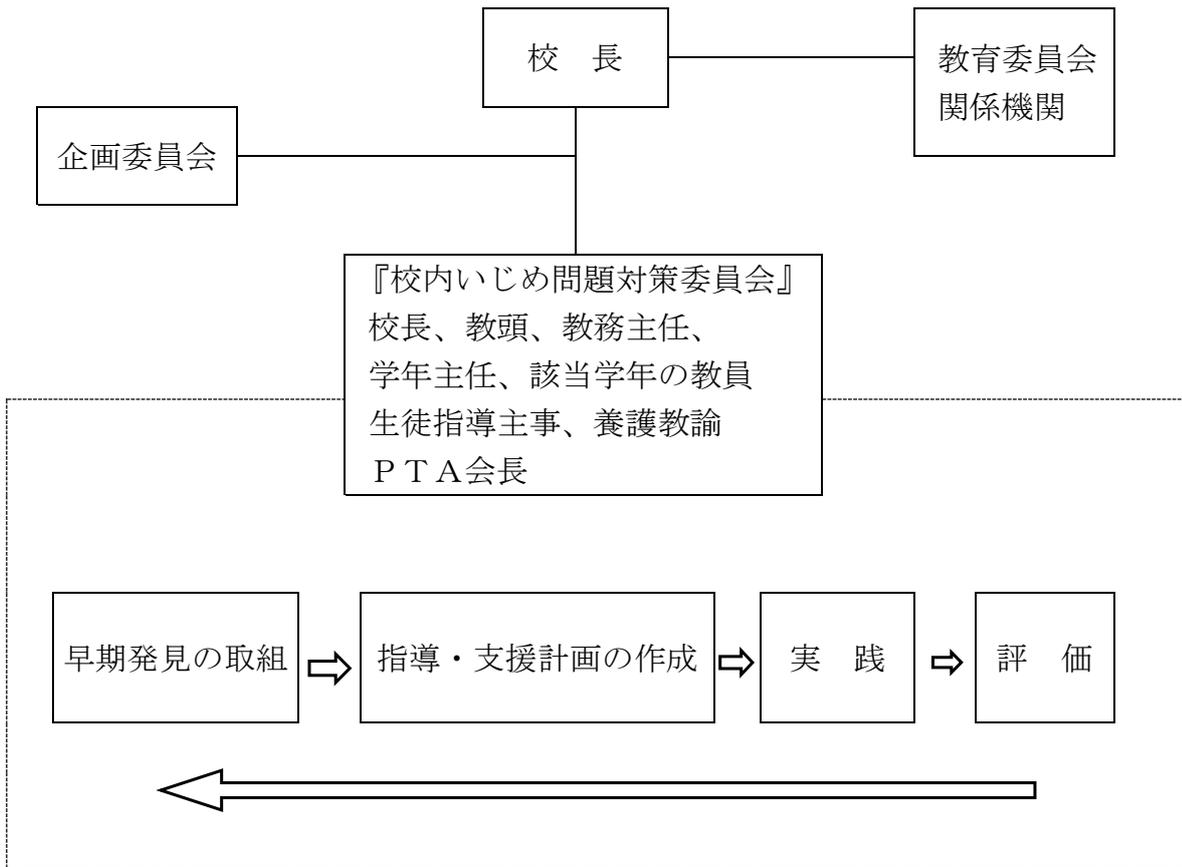
## 4 いじめの早期発見

### (1) いじめの態様

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 仲間はずれ、集団による無視	脅迫、名誉毀損、 侮辱
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
金品をたかられる	恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

## (2) 指導体制の確立

【校内いじめ問題対策委員会を中心とした指導体制】



【いじめ早期発見のための年間計画】

4月	生徒理解のための職員会議① 学校生活アンケート①
5月	学校生活アンケート② いじめに関する校内研修①
6月	教育相談週間① 学校生活アンケート③ 小中合同研修会
7月	学校生活アンケート④
8月	生徒理解のための職員会議② 学校生活アンケート⑤
9月	学校生活アンケート実施② 学校生活アンケート⑥
10月	教育相談週間② 学校生活アンケート⑦
11月	教育相談週間③ 学校生活アンケート⑧
12月	いじめに関する校内研修② 学校生活アンケート⑨
1月	生徒理解のための職員会議③ 学校生活アンケート⑩
2月	教育相談週間④ 学校生活アンケート実施①①
3月	学校生活アンケート⑫

※毎職員会后、生徒指導に関する情報交換

**(3) 早期発見のための手立て**

- ア 子どもの声に耳を傾ける。(コメントのやりとりから生まれる信頼関係)
- イ 日記指導(あゆみ)を有効に活用する。
- ウ 子どもの行動に注視する。(生徒がいるところには、教職員がいる)
- エ チェックリストを活用する。(資料1)

**(4) アンケート調査の工夫**

毎月1回定期的に実施する。その他、事態に応じて随時実施する。記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

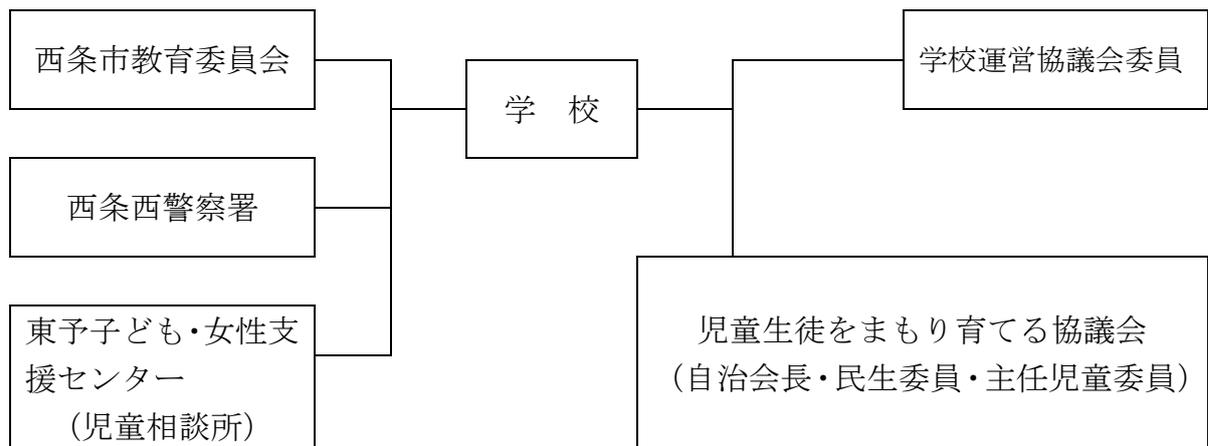
**(5) 相談活動の充実**

日常生活の中での教職員の声掛け等、日頃から気軽に相談できる環境をつくる。毎学期、テスト期間を利用し定期的な教育面談を実施する。また、必要に応じ不定期面談を実施する。スクールカウンセラーの積極的な利用を促す。

**(6) 保護者との連携・情報の共有**

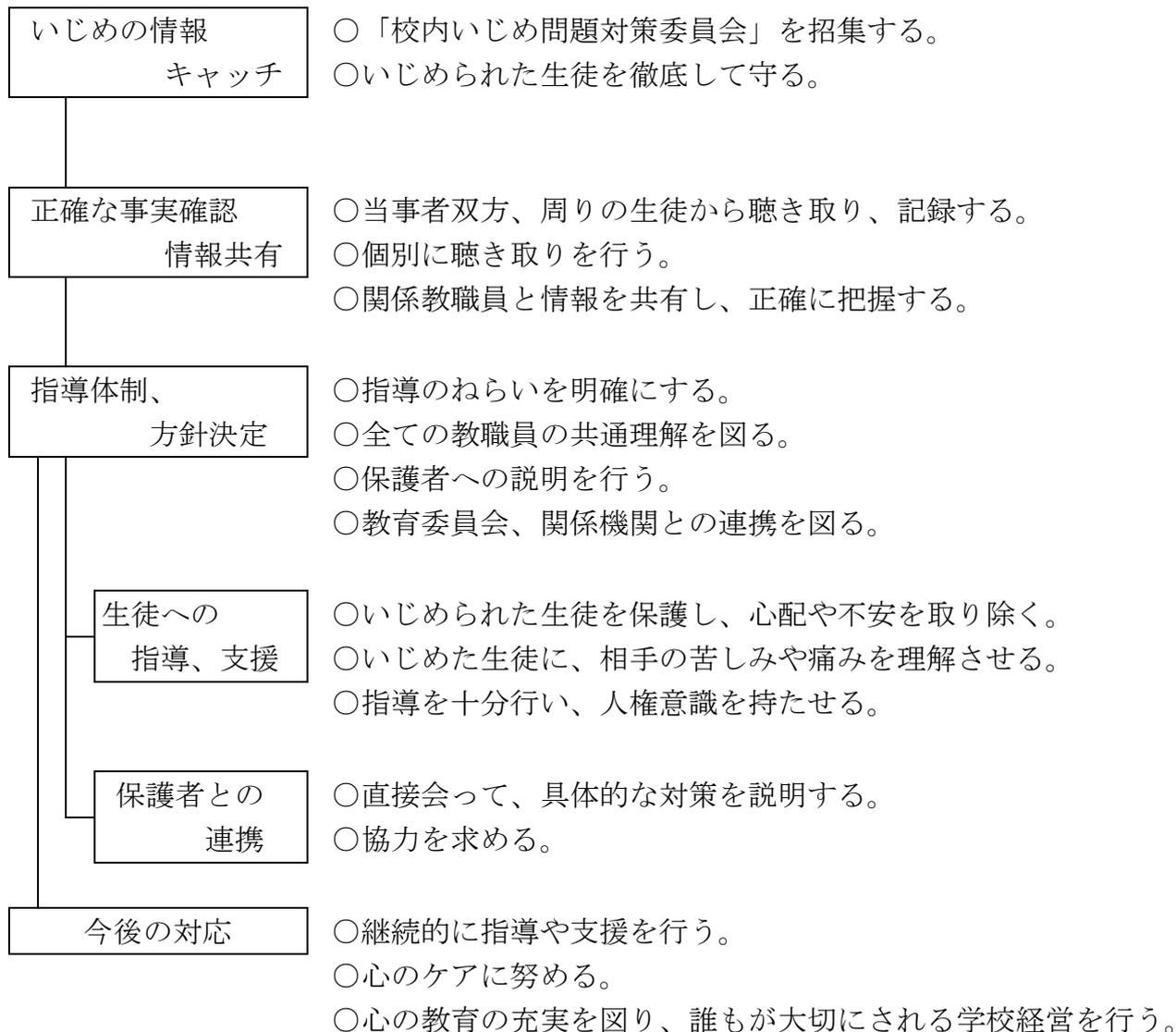
- 気軽に学校へ相談、連絡できるよう日頃から信頼関係を築く。
- 日頃から、生徒の良い点や学校での様子を連絡しておく。
- 保護者の気持ちを十分理解して対応する。

**(7) 地域及び関係機関との連携**



## 5 いじめに対する早期対応

### (1) 学校での対処



### (2) 被害生徒・保護者に対する対応

#### ア 生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

#### イ 保護者に対して

- 即日面談して、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針、今後の対応について協議する。
- 継続して家庭との連携を図りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらうよう伝える。

### (3) 加害生徒・保護者に対する対応

#### ア 生徒に対して

- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### イ 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

### (4) 教育委員会への報告・助言（資料2）

速やかに報告し、指導助言等の必要な支援を受ける。

### (5) 安全措置・懲戒・出席停止

心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、ためらわずいじめを行う生徒を教室外に出して指導する。また、必要のないスマートフォン等を生徒が校内に持ち込んでいるのを発見した場合、これを一時預かる。学校の指導を徹底しても改善が見られない生徒については、出席停止の処置について西条市教育委員会と相談する。

### (6) 警察との連携について

学校でのいじめが犯罪と認められる場合には、早期に西条西警察署に相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

## 6 いじめ防止等の対策のための組織の設置

### (1) 名称 「校内いじめ問題対策委員会」

### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、各学年主任、当該学年の教員、生徒指導主事、養護教諭  
PTA会長

### (3) 活動内容

#### ア 未然防止に向けた取組

心の居場所づくり、豊かな心、実践力づくり、きずなづくり、気付き力づくり、連携づくりを通して「いじめを許さない土壌」を推進する。

#### イ 早期発見・早期対応の取組

「子どもの声に耳を傾ける。」「子どもの行動を注視する。」を日々実践することで、情報を素早くキャッチする。

#### ウ 指導体制の確立

- いじめの発生時は、緊急対応会議を招集する。定例会は、学期に1回開催する。
- 校内いじめ問題対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議で報告し、周知徹底する。

#### エ 対応の方針決定

- 状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、即日の対応を基本とする。

オ 年間取組計画

	職員会議等	未然防止対策	早期発見
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内いじめ問題対策委員会</li> <li>生徒理解のための職員会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級開き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> </ul>
5 月			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関する校内研修</li> <li>小中合同研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間関係づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>
7 月			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> </ul>
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内いじめ問題対策委員会</li> <li>生徒理解のための職員会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人対協訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> </ul>
10 月			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関する校内研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>
12 月			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> </ul>
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒理解のための職員会議</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> </ul>
2 月			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> <li>教育相談</li> </ul>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内いじめ問題対策委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート</li> </ul>

## カ 取組評価アンケート

- いじめ防止のための取組
- いじめの早期発見に関する取組
- いじめ事案への適切な対応
- いじめの再発を防止するための取組

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ア いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている疑いがある事態
- イ いじめを受けた生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態

### (2) 調査組織「校内いじめ問題対策委員会」を開く

#### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、各学年主任、当該学年の教員、生徒指導主事、養護教諭、PTA会長

#### イ 対応

特別委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、事実を確認した場合は即時に適切な関与に努め、速やかに解決のための行動をとる。また、西条市教育委員会に事案の発生を報告する。

#### ウ 報告

いじめ事案が犯罪に該当すると判断されるときは、校長が、西条西警察署に通報する。

#### エ 調査

速やかに、いじめの事実関係を適切な方法によって調査する。

#### オ 調査結果の提供・報告

調査結果を、当該生徒の保護者及び西条市教育委員会に報告する。

#### カ 事後措置、再発防止

いじめを認知した場合、次に掲げる措置を実施する。

- いじめを受けた生徒の保護及び支援
- いじめをした生徒が再びいじめを行うことの防止及び当該生徒に対する毅然とした指導
- ネット上の不適切な書込みの即時削除
- いじめを受けた生徒の保護者及びいじめをした生徒の保護者に対する適時かつ適切な情報の提供及び支援
- 在学する生徒の保護者に対する適時かつ適切な説明
- その他いじめの適切な解決のために必要な措置

## 8 学校評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うため、次の4点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめ防止のための取組
- いじめの早期発見に関する取組
- いじめ事案への適切な対応
- いじめの再発を防止するための取組

## 9 ホームページでの公開について

本校の「学校いじめ防止基本方針」の内容及びこれに定めた措置の実状況について「学校いじめ対策委員会」が評価した結果等をホームページに公開する。また、学校評価の結果についてもホームページ上に公開する。

## 10 チェックリスト（資料1）

### ア いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。

### イ いじめられている生徒

- 日常の行動・表情の様子
  - わざとらしくはしゃいでいる。
  - おどおど、にたにた、にやにやしている。
  - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
  - 下を向いて視線を合わせようとしない。
  - 顔色が悪く、元気がない。
  - 早退や一人で下校することが増える。
  - 遅刻・欠席が多くなる。
  - 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
  - ときどき涙ぐんでいる。
  - 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。

○ 授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる。
- 一人でいることが多い。
- 班編制のとき孤立しがちである。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 職員室の近くにいたがる。
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。

○ 給食

- 好きなものを他の生徒にあげる。
- 他の生徒の机から自分の机を少し離している。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- 食べ物にいたずらをされる。

○ 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている。
- 一人で離れて掃除をしている。

○ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 理由もなく成績が下がる。
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。
- 服に靴の跡がついている。
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりする。
- 手や足にすり傷やあざがある。
- ケガの状況と本人が言う理由が一致しない。
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする。

ウ いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ。
- 教職員によって態度を変える。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す。
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする。
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う。

(2) 速報

令和 年 月 日

西条市教育委員会  
教育長 青野 信樹 様

西条市立丹原西中学校  
校長 今宮 浩 印

いじめ報告書（速報）

1 関係者の概要

被害者		氏 名		保護者氏名
	年 組		男・女	
加害者	年 組	氏 名	男・女	保護者氏名

2 いじめの概要

主な時期	
形態	
主な場所	

3 指導経過（どのような状況で、どのような対応をしてきたのか）

状況	
発生時の対応	
現在の対応	